

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 3 月 29 日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 5 号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 （略） (1) 職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 3 条第 1 号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員（<u>非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項、第28条の 6 第 2 項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第 1 項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第 4 条各項の規定により採用された職員を除く。）を除く。）</u> (2)・(3) （略） （1 週間の勤務時間） 第 7 条 （略） 2 <u>育児休業法第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員に</u>	（定義） 第 2 条 （略） (1) 職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 3 条第 1 号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員 (2)・(3) （略） （1 週間の勤務時間） 第 7 条 （略） 2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤</u>

あつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、別に定める。

- 3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、別に定める。

- 4 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、別に定める。

（週休日及び勤務時間の割り振り）

第8条 （略）

- 2 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前9時から午後5時30分までの1日につき7時間45分とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、休憩時間を除き、午前9時から午後5時30分までの範囲内で、別に定める。

3 四條畷水道センター、阪南水道センタ

務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、別に定める。

- 3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、別に定める。

- 4 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、別に定める。

（週休日及び勤務時間の割り振り）

第8条 （略）

- 2 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き、午前9時から午後5時30分まで（四條畷水道センターにおいては午前8時45分から午後5時15分まで。以下同じ。）の1日につき7時間45分とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、休憩時間を除き、午前9時から午後5時30分までの範囲内で、別に定める。

一又は田尻水道センターに勤務する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「午前9時から午後5時30分まで」とあるのは「午前8時45分から午後5時15分まで」とする。

(時間外勤務)

第13条 (略)

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、別に定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第16条 (略)

2 小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、前項各号のいずれにも該当する配偶者(職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。)のない職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員は、深夜において第13条第1項又は前条の規定による勤務を命ぜられることはない。

3 3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員は、第13条第1項の規定による勤務(第46条及び第47条による場合を除く。次項において同じ。)を命ぜられることはない。

4 小学校就学の始期に達しない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合に、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるとされた場合を除き、1月について12時間30分を超えて、当該請求をした職員は、第13条第1項の規定による勤務を命ぜられることはない。

5 (略)

(時間外勤務)

第13条 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第16条 (略)

2 小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、前項各号のいずれにも該当する配偶者(職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。)のない職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員は、深夜において第13条又は前条の規定による勤務を命ぜられることはない。

3 3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員は、第13条の規定による勤務(第46条及び第47条による場合を除く。次項において同じ。)を命ぜられることはない。

4 小学校就学の始期に達しない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合に、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるとされた場合を除き、1月について12時間30分を超えて、当該請求をした職員は、第13条の規定による勤務を命ぜられることはない。

5 (略)

(年次休暇)

第21条 職員は、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)につき、20日の年次休暇を受けることができる。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員のうち、第19条第4号の勤務の形態により勤務する育児短時間勤務職員等 11日

(4) (略)

2 (略)

(1) 次号に掲げる職員以外の職員であって、新たに職員となった者 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める日数

アーエ (略)

(2) 企業団以外の地方公共団体又は国等の職員であった者であって引き続き新たに職員となった者 のうち別に定めるもの 別に定める日数

3 年次休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、請求された時季にこれを与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 第1項、第2項又は第9項の規定により付与された年次休暇の日数が10日以上である職員に対しては、前項の規定にかかわらず、当該年度の末日までに、当該職員の有する年次休暇の日数のうち5日について、当該職員の意見を聴取した上で、あらかじめ時季を指定して与えるものとする。ただし、前項の規定により与えた年次休暇の日数(当該日数(半日を単位として与えたものを含み、1時間を単位として与えたものは除く。))が5日を超えるときは5日)は当該5日から除く。

(年次休暇)

第21条 職員は、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)につき、20日の年次休暇を受けることができる。ただし、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数は、それぞれ当該各号に定める日数とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員のうち、育児休業法第10条第1項第4号の勤務の形態により勤務する育児短時間勤務職員等 11日

(4) (略)

2 (略)

(1) 次号に掲げる職員以外の職員であって、新たに職員となった者

アーエ (略)

(2) 企業団以外の地方公共団体又は国等の職員であった者であって引き続き新たに職員となった者 のもののうち別に定める者 別に定める日数

3 年次休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、これが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

5 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、職員から要求があった場合は、半日又は1の年度において5日（その年度の年次有給休暇の日数が5日未満のときは、その日数）の範囲内で1時間を単位として与えることができる。

6—9 （略）

（繰り越された年次休暇日数の変更）

第23条 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき（当該年度の前年度の初日（当該年度の前年度の初日から当該年度の初日の前日までに新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。）後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。）の当該変更の日以後における職員の第21条第8項の規定により繰り越された年次休暇の日数（以下「繰越日数」という。）は、残日数から付与残日数を減じて得た日数（以下「繰越残日数」という。）に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。）とする。

2 （略）

3 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき（当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。）の当該変更の日以後における職員の繰越日数は、残日数から変更後付与残日数を減じて得た日数（以下「変更後繰越残日数」という。）に別表第3の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（変更後繰越残日数未満のときは、変更後繰越残日数とする。）とする。

4 （略）

（特別休暇）

第25条 （略）

2 前項第10号、第11号、第19号又は第20号の特別休暇（以下「特定休暇」とい

4 年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、事業に支障がない場合は、半日又は1の年度において5日（その年度の年次有給休暇の日数が5日未満のときは、その日数）の範囲内で1時間を単位として与えることができる。

5—8 （略）

（繰り越された年次休暇日数の変更）

第23条 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき（当該年度の前年度の初日（当該年度の前年度の初日から当該年度の初日の前日までに新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。）後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。）の当該変更の日以後における職員の第21条第7項の規定により繰り越された年次休暇の日数（以下「繰越日数」という。）は、残日数から付与残日数を減じて得た日数（以下「繰越残日数」という。）に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。）とする。

2 （略）

3 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき（当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。）の当該変更の日以後における職員の繰越日数は、残日数から変更後付与残日数を減じて得た日数（以下「変更後繰越残日数」という。）別表第3の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（変更後繰越残日数未満のときは、変更後繰越残日数とする。）とする。

4 （略）

（特別休暇）

第25条 （略）

2 前項第10号、第11号、第19号又は第20号の特別休暇（以下「特定休暇」とい

う。)を時間を単位として受ける場合においては、第21条第7項の規定を準用する。

附 則

1・2 (略)

(水道事業の統合に伴う特例等)

3 企業団が市町村との水道事業の統合を行う場合において、当該水道事業を統合する市、町又は村（以下「市町村」という。）の職員であった者で、引き続き当該水道事業の統合を行う日（以下「統合の日」という。）に企業団の職員となったもの（統合の日の前日に市町村の水道事業に従事する職員として在職していた者で企業長が別に定めるものに限る。）の統合の日を起算日として3年を経過する日までの期間の特別休暇は、第25条の規定にかかわらず企業長が別に定める。

別表第1の2（第21条関係）

採用月	4 月	<u>5</u> <u>月</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

う。)を時間を単位として受ける場合においては、第21条第6項の規定を準用する。

附 則

1・2 (略)

(四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置)

3 平成29年4月1日前に四條畷市、太子町又は千早赤阪村（以下「市町村」という。）の職員であった者で、引き続き同日に企業団の職員となったもの（以下「元市町村職員」という。）が、市町村において平成28年4月1日（千早赤阪村の職員であったものについては平成28年1月1日）に市町村において付与された年次休暇は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定により付与されたものとみなし、第21条第7項の規定を適用する。

4 元市町村職員の平成29年4月1日から平成32年3月31日の間における特別休暇の期間は、第25条の規定にかかわらず企業長が別に定める。

別表第1の2（第21条関係）

採用月	4 月	<u>4</u> <u>月</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。